

入札説明書

この入札説明書は、令和 4 年 7 月 28 日に公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当者 羅臼町長 湊 屋 稔

2 入札に付する事項

- (1) 工事番号 管第 9 号
- (2) 工事名称 羅臼町温泉供給設備高効率化改修工事
- (3) 工事場所 北海道目梨郡羅臼町湯ノ沢町
- (4) 工事期間 契約締結の翌日（閉庁日を除く）から令和 5 年 2 月 20 日まで
- (5) 工事概要 温泉供給設備の改修工事

詳細は別途閲覧に供する実施設計書、特記仕様書、図面による。

(6) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行うこと。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業であって、要件は以下とする。

(1) 単体企業の要件

ア 発注工事に対応する令和 2 年羅臼町告示第 21 号に規定する「管工事」又は「機械器具設置工事」の資格及び建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

イ 入札参加資格審査申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、羅臼町の競争入札参加資格関係事務処理要綱の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ 暴力団関係事業者等であることにより、羅臼町が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

エ アの資格審査の際における客観的審査事項について算出した評定数値が 760 点以上であること。

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の羅臼町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

カ 建設業法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する特定建設業者又は同法第 3 条第 1 項第 1 号に規定する一般建設業者であること。

キ 北海道内に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二（2）（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）別記様式第一号又は別紙二（2））の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。

ク 過去 15 年間に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工

した実績を有すること。

ケ 建設業法第26条に規定している監理技術者又は国家資格を有する主任技術者もしくはこれと同等以上の資格を有し、入札参加資格審査申請書の提出日以前の3カ月以上の雇用関係にある者を工事の専任で配置できること。ただし、合併又は事業譲渡等の場合はその限りでない。

コ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

サ 本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

シ 入札に参加しようとする者の間に資本関係及び人的関係がないこと。

なお、サ及びシにおける資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、入札資格審査申請を取り下げる者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第4条第2項には該当しない。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。）第211条の2第1項及び第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（旧商法第211条の2第1項及び第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）

と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a 一方の会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び委員会設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第12号に規定する委員会設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び委員会設置会社における執行役又は代表取締役（以下「取締役」という。）が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 入札参加資格審査申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似工事施工実績調書

イ 類似工事施工実績を証明する書面（工事実績証明書又はこれに代わる書面（契約書等の写し））

ウ 配置予定技術者調書

(ア) 申請時点で先に申請済みの他の入札（他官庁発注工事を含む。以下同じ。）が執行されていない場合は、他の入札の配置予定技術者（現場代理人を含む。以下同じ。）を申請することができる。ただし、既に申請した他の入札が契約に至った場合、既に申請した他の配置予定技術者に代わる同等の資格及び経歴を有する配置予定技術者を併せて申請するものとする。

(イ) 複数の入札に係る申請を同時に行う場合は、(ア)に準じて申請することができるものとする。
(ウ) 申請から開札までの間に、次に掲げる事態が発生し申請時の配置予定技術者を配置することができない場合にあつては、支出負担行為担当者の承認を得て配置予定技術者の変更をすることができるものとする。ただし、変更する配置予定技術者は、申請時の配置予定技術者と同等の資格及び経験を有する配置予定技術者とする。

ア 配置予定技術者が死亡、長期療養、退社又は退職した場合

ウ 申請した入札の開札日までに、完了する予定の工事（以下「他の工事」という。）の専任技術者等となっている者を配置予定技術者として申請していた場合において、他の工事が天災その他不可抗力又は発注者からの契約変更（設計変更による工事の増に伴い、工期が延長された場合等。ただし、あらかじめ契約変更が予定されていた場合を除く。）により、完成予定日が延期されたため、申請時の配置予定技術者を配置予定技術者とするすることができない場合

エ 特定関係調書（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜持参により提出すること。）

オ 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知）（令和3・4年度羅臼町競争入札参加資格を有している場合は、省略することができる。）

カ 納税証明書（令和3・4年度羅臼町競争入札参加資格を有している場合は、省略することができる。）

(2) 提出期間

令和4年7月28日（木）から令和4年8月8日（月）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83
羅臼町 建設水道課

(4) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 資料提出後の再提出は認めない。

(6) 留意事項

ア 配置予定技術者が、他の工事の監理技術者、主任技術者又は現場代理人で、かつ、他の工事の契約期間（フレックス工期）と本工事の契約期間が重複する場合は、その者を配置予定技術者とすることはできない。ただし、次のいずれかに該当する場合の期間を除く。

(ア) 工事準備等の行為も含め工事現場が不稼働であることが明確である期間

ア 工事現場への立入調査や施工計画の立案等の工事準備に未着手である場合

ウ 工事を一時中止している場合その他これらに類する場合

(イ) 橋梁工事等に含まれる工場製作過程で、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで行われる場合であつて当該工場製作のみが稼働している期間

イ 申請書類の提出後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制について、違反となる事実が認められる場合は、入札参加資格は認めない。

ウ 落札者決定後、CORINS 等により配置予定監理技術者の専任制について、違反となる事実が認められる場合は、契約を締結しない。ただし、支出負担行為担当者がやむを得ない事情があると認め、配置予定監理技術者の変更を承認した場合を除く。

5 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が 3 に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和 4 年 8 月 12 日（金）までに書面により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和 4 年 8 月 19 日（金）までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83

羅臼町 建設水道課

(2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内に書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83

羅臼町 建設水道課

8 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83

羅臼町役場 3 階第 5・6 会議室

(2) 入札日時

令和 4 年 8 月 26 日（金） 11 時 00 分

(3) 初度の入札書提出時に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を持参し、提出すること。

なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書の内容を確認する入札において、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

(4) その他

入札の執行に当たっては、支出負担行為担当者より、競争入札参加資格があることが確認された旨の制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

9 送付による入札

認めない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の 100 分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。ただし、羅臼町財務会計規則（昭和 40 年規則第 1 号。以下「財務会計規則」という。）第 53 条の 2 の定めるところにより入札保証金の納付を免除された者は、この限りではない。

(3) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこ

れに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。ただし、財務会計規則第67条の2の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りではない。

11 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

12 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは契約を行わない。

13 契約書作成の要否

必要とする。

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、羅臼町議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、羅臼町議会の議決を得たときは本契約を締結する。

14 予定価格等

- (1) 予定価格 公表しない。
- (2) 最低制限価格 設定している。

15 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

- (1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、入札参加資格審査申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。

ア 閲覧期間

令和4年7月28日（木）から令和4年8月25日（木）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83
羅臼町役場 建設水道課

- (2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

令和4年7月28日（木）から令和4年8月23日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

郵便番号086-1892 北海道目梨郡羅臼町栄町100番83
羅臼町 建設水道課

- (3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和4年7月28日（木）から令和4年8月25日（木）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83
羅臼町役場 建設水道課

16 支払条件

- (1) 前払金

請負代金額の10分の4に相当する額の範囲内で請負代金の前払金を請求することができる。

(2) 中間前払金

請負代金額の10分の2に相当する額の範囲内で請負代金の中間前払金を請求することができる。

(3) 部分払

1回とする。

17 工事概要図

発注工事の概要図は、別紙工事概要図による。

18 その他

(1) 入札の執行回数は2回までとする。

(2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務会計規則第55条の2各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札手続きの取消し

落札者の決定後において、支出負担行為担当者が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。

(4) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(6) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) この公告のほか、入札に参加する者は、別紙の建設工事競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

(9) 公告及び入札説明書の内容に関し不明な点は、羅臼町建設水道課（電話番号0153-87-2163）に照会すること。

【入札説明書別記説明】

「3 入札に参加する者に必要な資格」の説明

3の(1)のア

本工事に対応する建設業の種類は、管工事業又は機械器具設置工事業です。

3の(1)のク

本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事は、機械器具設備の改修又は設置工事で工事請負金額（税込）500万以上の工事であること。

3の(1)のケ

(ア) 国家資格を有する主任技術者とは、2級管工事施工管理技士又は技術士の資格を有する者です。

また、これと同等以上の資格を有する者とは、建設業法第7条第2号の規定に該当する者です。

(イ) 監理技術者は、(ア)の要件を満たし、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者の資格を有する者です。

3の(1)のサ

本工事に係る設計業務等の受託者は、北電総合設計株式会社です。